国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程

平成27年3月25日 規程第 8 号

### 目次

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 責任体制 (第3条-第7条)
- 第3章 通報等の受付(第8条-第14条)
- 第4章 通報等に係る調査等(第15条-第42条)
- 第5章 雑則(第43条・第44条)

附則

# 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)等に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為への対応等に関し必要な事項を定め、研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の施設又は設備を利用して 研究に携わる又は研究支援に従事する者(学生等を含む。)をいう。
- 2 この規程において「学生等」とは、本学の学生、特別聴講学生、特別研究 学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別学修生をいう。
- 3 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、科学者の行動規範及び 社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい研究活動上の不 適切な行為をいう。
- 4 この規程において「特定不正行為」とは、研究活動上の不正行為のうち、 論文等として発表された研究成果において示されたデータ、調査結果等につ いて、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠っ たことによる、次に掲げる行為をいう。
- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ、研究活動等によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3)盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、 論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- 5 この規程において「特定不正行為以外の不正行為」とは、研究活動上の不

適切な行為(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を 投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ、投稿者が査読者になりすます等の不適切な行為等をいう。)であって、 科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚 だしいものをいう。

- 6 この規程において「悪意に基づく通報」とは、被通報者(通報の対象である研究者等をいう。以下同じ。)を陥れるため又は被通報者の研究を妨害等するため、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。
- 7 この規程において「研究倫理教育」とは、研究者等に求められる科学者の 行動規範及び研究者倫理を修得させるための教育をいう。
- 8 この規程において「研究科等」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤 センター、研究推進機構、教育推進機構、生命科学研究基盤センター、マテ リアル研究プラットフォームセンター、データ駆動型サイエンス創造センタ ー及び保健管理センターをいう。
- 9 この規程において「研究科長等」とは、前項に定める組織の長をいう。
- 10 この規程において「就業規則」とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則(平成16年規則第2号)、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則(平成16年規則第3号)、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則(平成17年規則第1号)、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則(平成29年規則第1号)及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任研究員就業規則(令和5年規則第1号)をいう。

# 第2章 責任体制

(学長の責務)

第3条 学長は、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、 大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進す るために適切な措置を講じるものとする。

#### (研究担当理事の責務)

第4条 研究担当理事は、学長を補佐し、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、実質的な権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

# (研究科長等の責務)

第5条 研究科長等は、研究科等における研究倫理の向上及び研究活動上の不 正行為の防止等に関し、当該研究科等を統括する権限と責任を有する者とし て、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

- 2 研究科長等は、研究倫理教育責任者として、研究科等に所属する研究者等 に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。
- 3 研究科長等が必要と認めたときは、研究科長等を補佐する者を指名することができる。
- 4 前項の規定により指名された者は、研究科長等の指示の下、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるとともに、研究倫理教育副責任者として、研究倫理教育に関する業務を補佐する。

# (研究者等の責務)

- 第6条 研究者等は、本学が定める行動規範の下、高い倫理性を保持し、研究 活動上の不正行為を行ってはならず、他者による研究活動上の不正行為の防 止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなけれ ばならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、研究成果の第三者による検証可能性を担保するため、学長が別に定めるところにより、研究の過程、実験の結果等を記した帳面(以下「実験・観察記録」という。)、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究者等は、この規程及びこの規程に基づく研究科長等の指示に従わなければならない。
- 5 研究者等は、第16条から第31条までに定める調査等に協力しなければ ならない。

## (研究活動上の不正行為の防止等の推進体制)

第7条 全学的観点から研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等を 推進するため、学長が別に定める組織において、本学全体の具体的な対策を 策定し、及び実施し、その実施状況を確認する。

### 第3章 通報等の受付

#### (通報窓口)

第8条 本学における特定不正行為に関する通報(以下「通報」という。)及び通報に関する相談(通報にまで至らない段階の相談をいう。以下同じ。)を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を事業推進部研究協力課(以下「研究協力課」という。)に置く。

#### (通報処理体制等の周知)

第9条 研究担当理事は、通報窓口の連絡先等、通報及び通報に関する相談の

方法その他必要な事項を本学の研究者等に周知するとともに、これらを学内 外に公表する。

### (通報の方法)

- 第10条 通報は、書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。以下同じ。) を通報窓口に提出し、若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うも のとする。
- 2 通報は、顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
- (1) 特定不正行為を行ったとする研究者等の氏名又はグループ等の名称
- (2) 特定不正行為の具体的内容
- (3) 特定不正行為とする科学的な合理性のある理由
- 3 通報窓口において通報を受け付けたときは、速やかに研究担当理事に報告 するとともに、通報を受け付けた旨について当該通報を行った者(以下「通 報者」という。)に通知するものとする。
- 4 研究担当理事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその 旨を学長に報告するとともに、通報があった案件について本学が調査を行 うべき機関に該当しない場合又は当該通報の対象に本学以外の機関(以下 「他機関」という。)に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の通報窓 口に当該通報を通知し、又は回付する。
- 5 研究担当理事は、第2項の規定にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名による通報があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。
- 6 研究担当理事は、学会、報道等により特定不正行為の疑いが指摘された場合、匿名による通報があった場合と同様に取り扱うものとする。
- 7 研究担当理事は、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(第2項に掲げる事項が示されている場合に限る。)ことを指摘された場合、匿名による通報があった場合と同様に取り扱うものとする。

### (通報に関する相談の方法)

- 第11条 通報に関する相談は、書面を通報窓口に提出し、若しくは送付し、 又は電話若しくは面談により受け付けるものとする。
- 2 通報窓口において前項の相談を受け付けた場合で必要と認めるときは、相 談者に対して通報の意思を確認し、又は通報とみなして取り扱うことができ るものとする。

(特定不正行為が行われようとしている場合等の取扱い)

第12条 通報窓口は、特定不正行為が行われている、又は特定不正行為を求められているという通報及び相談については、その内容を確認し、及び精査し、研究担当理事に報告するものとする。

2 研究担当理事は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかにその旨 を学長に報告するとともに、相当の理由があると認めたときは、被通報者そ の他関係者に対して警告を行う。ただし、当該関係者が他機関に所属する場 合は、警告を行わずに当該関係者の所属する他機関に事案を回付する。

# (通報窓口の担当者の義務)

第13条 通報窓口の担当者は、通報を受け付けた場合又は相談を受け付けた場合は、通報者及び相談者の秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。

# (秘密保持義務)

第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に携わらなくなった後も、同様とする。

### 第4章 通報等に係る調査等

(通報に係る事案の通知)

第15条 研究担当理事は、第10条第3項の規定による報告を受けたとき は、被通報者の所属する研究科等の長に同条第2項各号に掲げる事項を通知 する。

### (予備調査)

- 第16条 研究科長等は、前条の規定による通知に基づき、研究科長等が指名 する複数の者による予備調査を行い、特段の事情がない限り、通報の受付か ら25日以内に次に掲げる調査結果を研究担当理事に報告しなければならな い。
  - (1) 通報された特定不正行為が行われた可能性
  - (2) 通報の際示された科学的な理由の論理性
  - (3) 通報された事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察記録、実験試料等研究成果の事後検証を可能とするものについての本学が定める保存期間を超えるか否か等通報内容の合理性、調査可能性等
  - (4) 通報される前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査の場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきかの判断
  - (5) 特定不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当 該通報が悪意に基づくものである可能性
  - (6) その他研究担当理事が必要と認める事項
- 2 前項の規定に関わらず、研究担当理事は、必要に応じて、第19条に定め

- る調査委員会を設置し、予備調査を行うことができる。
- 3 被通報者の所属する研究科等の長は、前2項の予備調査の実施に関し、被 通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 4 前項の協力等を求められた被通報者その他関係者は、誠実に協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 5 研究科長等は、本格的な調査(次条に規定する調査をいう。以下「本調査」という。)の証拠となり得る資料等を保全する措置をとることができる。

### (本調査)

- 第17条 研究担当理事は、前条に規定する予備調査の結果に基づき、特段の 事情がない限り、通報の受付から30日以内に、通報された事案について本 調査を行うか否かを決定する。
- 2 研究担当理事は、本調査を行うことを決定したときは、速やかにその旨を 通報者及び被通報者に通知するとともに、通報された当該事案に係る研究活動の予算を配分した機関等(以下「配分機関等」という。)及び関係省庁に 報告する。この場合において、被通報者が異動等により、他機関に所属して いるときは、当該他機関の長にその旨を通知する。
- 3 研究担当理事は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付して その旨を通報者に通知する。この場合において、研究担当理事は、予備調査 に係る資料等を保存し、配分機関等及び通報者の求めに応じ開示する。
- 4 研究担当理事は、前条の予備調査の結果、当該通報が悪意に基づくものと 判断した場合は、通報者が所属する研究科等の長(他機関に所属する者であ るときは、当該他機関の長)にその旨を通知する。
- 5 第3項の規定による通知を受けた通報者は、当該通知を受けた日から7 日以内に異議申立てをすることができる。
- 6 前項の異議申立てがあった場合、研究担当理事は、必要に応じて前条の 予備調査について、被通報者の所属する研究科等の長(同条第2項の予備 調査の場合は、調査委員会)に再調査を求めることができる。
- 7 研究担当理事は、本調査を行うか否かを決定したときは、速やかにその旨 及び予備調査結果を学長に報告するものとする。

#### (本調査中における一時的措置)

第18条 学長は、必要に応じて、本調査に関係する研究費の使用停止等の必要な措置を命ずることができる。

### (調査委員会)

- 第19条 研究担当理事は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当理事(次項の規定に該当する場合は、学長が指名する理事)
- (2)被通報者の所属する研究科等の長(被通報者の所属が先端科学技術研究 科の場合は、被通報者の所属する領域の領域長又は附属センターのセンタ ー長)
- (3) 学外の有識者
- (4) その他第1号に規定する理事が必要と認める者
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員会の委員となることができない。
- (1) 通報者
- (2)被通報者
- (3) 通報者又は被通報者と直接の利害関係を有する者
- 4 第2項第3号の委員の数は、調査委員会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 5 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

# (調査委員の通知及び異議申立て)

- 第20条 研究担当理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員 の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 2 通報者及び被通報者は、前項の規定による通知を受けた日から7日以内 に、調査委員会委員について異議申立てをすることができる。
- 3 前項の異議申立てがあった場合、研究担当理事はその内容を審査し、妥 当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとと もに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

### (調査方法及び権限)

- 第21条 調査委員会は、本調査の実施の決定後、特段の事情がない限り、 30日以内に調査を開始する。
- 2 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文、生データ、実験・観察記録等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング、再実験の要請等により行う。
- 3 調査委員会は、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、次に掲げる場合、調査委員会が合理的に必要と判断する 期間及び機会(機器、経費等を含む。)の範囲において、特定不正行為が行 われた可能性の調査として、再実験等を行わせることができる。
- (1) 調査委員会が被通報者に再実験等を求める場合
- (2) 被通報者自らの意思により再実験等を申し出て調査委員会が必要性を 認める場合
- 5 前項の再実験等は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
- 6 調査委員会は、本調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に 対し、必要な協力等を求めることができる。

- 7 前項の協力等を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実に協力等をし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 8 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ、論文等の研究上又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上(通報者に情報提供を行う場合を含む。)必要な範囲外に漏えいすることがないよう配慮する。

# (不正行為の疑惑への説明責任)

第22条 被通報者は、当該通報の内容を否認するときは、当該研究が科学的 に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づ いて適切な表現により記載されたものであることについて、科学的根拠を示 して説明を行わなければならない。

### (本調査の対象)

第23条 調査委員会は、本調査の実施において必要と認めるときは、被通報者の他の研究を調査の対象とすることができる。

### (証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

### (本調査の中間報告)

第25条 調査委員会は、配分機関等の求めに応じて、本調査の終了前であっても、配分機関等に本調査の中間報告を行う。

### (認定)

- 第26条 調査委員会は、本調査の開始後、特段の事情のない限り、150日 以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含む報告書(以下「本調査の結果」という。)をまとめるものとする。
  - (1) 特定不正行為の有無
  - (2) 特定不正行為と認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者 とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著 者の当該論文等及び当該研究活動における役割
  - (3) 特定不正行為と認定しないときは、通報が悪意に基づくものであったか 否か
- 2 調査委員会は、前項第3号に規定する悪意に基づく通報の認定を行う場合は、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

#### (認定の方法)

第27条 調査委員会は、調査によって得られた、物的及び科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの

認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者の研究体制、データチェックの方法等様々な点から客観的な特定不正行為の事実及び故意性等を判断しなければならない。
- 3 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。
- 4 調査委員会は、被通報者の説明その他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないとき(生データ、実験・観察記録、実験試料及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときを含む。)は、特定不正行為と認定することができる。

### (調査結果の通知等)

- 第28条 研究担当理事は、本調査の結果を速やかに学長に報告するととも に、通報者並びに被通報者及び被通報者以外で特定不正行為に関与したと認 定された者(以下「被通報者等」という。)に通知する。
- 2 学長は、前項の規定による報告を受けたときは、配分機関等及び関係省庁 に対して、当該調査の結果を報告する。この場合において、被通報者等が他 機関に所属する者である場合は、当該他機関の長に当該調査の結果を通知す る。
- 3 学長は、通報が悪意に基づくものであると認定された場合において、当該 通報者が他機関に所属する者であるときは、当該他機関の長にも通知する。

#### (不服申立て)

- 第29条 本調査の結果において、特定不正行為が行われたと認定された被通報者等は、前条第1項の規定による通知を受けてから14日以内に、研究担当理事に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 本調査の結果において当該通報が悪意に基づくものと認定された通報者 (被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づ く通報と認定された者を含む。)は、前条第1項の規定による通知を受けて から14日以内に、研究担当理事に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の不服申立ては、前条第1項の規定による通知を受けてから14日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 研究担当理事は、第1項の規定による不服申立てを受けたときは、その旨 を通報者に通知するとともに、学長に報告する。
- 5 研究担当理事は、第2項の規定による不服申立てを受けたときは、通報者 が所属する研究科長等及び被通報者に通知するとともに、学長に報告する。
- 6 学長は前2項の規定による報告を受けたときは、配分機関等及び関係省庁 にその旨を報告する。この場合において、通報者又は被通報者等が他機関に 所属する者である場合は、当該他機関の長にも報告する。

### (不服申立ての審査)

- 第30条 研究担当理事は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該不服申立てに係る調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、研究担当理事は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
- 2 前項の審査において、調査委員会(調査委員会に代わり審査した者を含む。以下同じ。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査するものとする。
- 3 研究担当理事は、通報者及び被通報者等に前項の規定による審査の結果を 通知するとともに、学長に報告する。この場合において、その不服申立てが 当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするもの と調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併 せて通知するものとする。
- 4 学長は前項の規定による報告を受けたときは、配分機関等及び関係省庁に その旨を報告する。この場合において、通報者又は被通報者等が他機関に所 属する者である場合は、当該他機関の長に報告する。

### (再調查)

- 第31条 第29条の規定に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。
- 3 前項に規定する再調査の打切りの通知及び報告は、第28条の規定に準じて行う。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、第29条第1項の不服申立てを受けた日から50日(第29条第2項の不服申立ての場合にあっては30日) 以内に、調査結果(以下「再調査の結果」という。)をまとめるものとする。
- 5 研究担当理事は、通報者及び被通報者等に再調査の結果を通知するととも に、学長に報告する。
- 6 学長は前項の規定による報告を受けたときは、配分機関等及び関係省庁に その旨を報告する。この場合において、通報者又は被通報者等が他機関に所 属する者である場合は、当該他機関の長にも報告する。
- 第32条 第17条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査、不服申立ての審査及び再調査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経

て、研究担当理事が定める。

### (調査結果の公表等)

- 第33条 学長は、本調査の結果(第31条の再調査を行った場合は、再調査の結果を含む。以下同じ。)において、不正が行われた旨の認定を行った場合は、次の事項を公表する。
  - (1) 特定不正行為に関与した者の所属及び氏名
  - (2) 特定不正行為の内容
  - (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
  - (5)調査の方法、手順等
  - (6) その他必要と認める事項
- 2 学長は、本調査の結果において、特定不正行為がなかった旨の認定を行った場合は、原則として、本調査の結果の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の事項を公表する。
- (1)被通報者の所属及び氏名
- (2) 特定不正行為は行われていないこと (論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。)
- (3)調査委員会委員の所属及び氏名
- (4)調査の方法、手順等
- (5) その他必要と認める事項
- 3 学長は、本調査の結果において、当該通報が悪意によるものである旨の認 定を行った場合は、次の事項を公表する。
- (1) 通報者の所属及び氏名
- (2) 悪意に基づく通報と認定した理由
- (3)調査委員会委員の所属及び氏名
- (4)調査の方法、手順等
- (5) その他必要と認める事項
- 4 学長は、前3項の場合において、本調査の結果の公表を行うときは、第2 9条第1項に規定する不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。
- 5 学長は、第1項から第3項までに規定する公表の内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

### (認定後の措置)

- 第34条 学長は、本調査の結果において、特定不正行為が行われた旨の認定が行われた場合は、第18条及び第24条に規定する措置その他通報に基づき講じた一切の措置を延長することができる。
- 2 学長は、本調査の結果において、特定不正行為が行われていない旨の認定 が行われた場合は、第18条及び第24条に規定する措置その他通報に基づ

き講じた一切の措置を解除し、及び特定不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知する等、特定不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復するための措置及び不利益を生じさせないための措置を講じるものとする。

- 3 前2項の場合において、学長は、第29条第1項又は第2項の規定による 不服申立てがあったときは、前2項の規定により講じた措置を留保する等、 必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、学長は、当該不服申立てに関し、再調査の結果に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第33 条に規定する公表の措置を講じるものとする。

### (論文等の取下げ等の勧告)

- 第35条 学長は、特定不正行為が行われた旨の認定が行われた場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置(以下「論文等の取下げ等」という。)を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の規定による勧告を受けた日から起算して14日以内に 当該勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の規定による勧告に応じない場合は、その事実 を公表するものとする。

#### (懲戒処分等必要な措置)

- 第36条 学長は、本調査の結果において、特定不正行為が行われたものと認 定された場合は、当該特定不正行為に関与した研究者等に対して、懲戒処分 等必要な措置を講じる。
- 2 前項に定めるほか、学長は、刑事告訴又は民事訴訟の提起等、法令に基づき、必要な措置を講じることがある。
- 3 学長は、前2項の措置を講じたときは、配分機関等及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告する。

### (悪意に基づく通報)

- 第37条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。
- 2 学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、第33条第3項に定める公表を行うとともに、悪意に基づく通報者に対して懲戒処分等必要な措置を講じる。
- 3 前項に定めるほか、学長は、刑事告訴又は民事訴訟の提起等、法令に基づき、必要な措置を講じることがある。
- 4 学長は、前2項の措置を講じたときは、配分機関等及び関係省庁に対し

て、その措置の内容等を報告する。この場合において、悪意に基づく通報者 が他機関に所属する者である場合は、当該他機関の長に通知する。

### (是正措置等)

- 第38条 学長は、本調査の結果において、不正行為が行われたものと認定された場合は、研究科長等に対し、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置(次号において「是正措置等」という。)を指示するものとする。
- 2 学長は、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
- 3 学長は、前2項の規定によりとった是正措置等の内容を、配分機関等及び 関係省庁に対して報告するものとする。

# (不利益取扱いの禁止)

- 第39条 学長、研究担当理事及び研究科長等は、通報又は通報に関する相談 (次号において「通報等」という。)をしたことを理由として、当該通報者 及び相談者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長、研究担当理事及び研究科長等は、単に通報等があったことをもって、当該通報等に係る研究者等が研究を行うことを全面的に禁止する等過度の措置を講じてはならない。
- 3 学長は、前2項の不利益な取扱い又は過度の措置を講じた者がいた場合は、法令、就業規則その他諸規程に従って、処分を課すことができる。

### (特定不正行為以外の研究活動上の不正行為の取扱い)

第40条 第8条及び第10条から前条までの規定は、研究担当理事が必要と 認める場合には、特定不正行為以外の研究活動上の不正行為に準用すること ができる。

# (研究者等であった者の取扱い)

第41条 研究者等であった者の在籍中に係る研究活動上の不正行為については、この規程に準じて取り扱う。

#### (役員の取扱い)

第42条 役員の研究活動上の不正行為については、この規程に準じて取り扱う。

### 第5章 雑則

#### (事務)

第43条 研究活動上の不正行為の防止に関する事務は、研究協力課が行う。

# (雑則)

第44条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年1月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和3年1月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年1月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年2月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。